

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

定款

第一章 總則

第一條

當會社ハ富士運輸株式會社ト稱ス

第二條

當會社ハ尤ノ事業ヲ經營スルヲ目的トス

一、海陸一般運輸及其附帶事業

第三條

當會社ノ資本金ヲ金參万圓トス

第四條

當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ必要ニ應ジ便宜ノ地ニ支店

營業所出張所又ハ代理店ヲ設クルコトアルニ

第五條

公告ハ當會社本店々頭ニ之ヲ揭示ス

第二章 株式

第六條

當會社ノ株式ハ記名式トシ之ヲ六百株ニ分チ壹株ノ金額ヲ

金五拾圓トス 株券ハ拾株券及壹株券ノ貳種トス

第七條

株式才ニ因以後ノ拂込ニ付テハ取締役會ノ決議ニヨル  
株式ヲ讓渡シタル時ハ株券ヲ添ヘ名義書換ヲ請求スヘシ  
株式ノ書換ハ志通ニ付金拾銭、新株券ノ交附ヲ要スルモノハ  
志通ニ付金參拾銭ノ手数料ヲ添ヘ會社ヘ請求スヘシ  
尚當會社ノ株式ハ取締役會ノ承認ヲ得タル後ニテテサレバ之ヲ  
讓渡シ亦ハ其予約ヲナシ得サルモノトス其權ヲ設定スル等担保  
ニ供スル事亦同シ

第八條

株券ノ紛失滅失又ハ毀損セル為メ新株券ノ交附ヲ受ケント  
スルモノハ當會社所定ノ手續ヲ盡シタル上、請求書ニ株券ノ  
存スルモノハ之ヲ添ヘテ提出スヘシ其手数料ニ付テハ前條ヲ準用ス

第九條

當會社ハ毎年五月末日以後定時株主總會終結ノ日迄株  
式ノ名義書換ヲ停止ス臨時株主總會開會ノ時ハ開會當日  
ヲ限リ亦同シ

第十條

株主ハ住所氏名並ニ印鑑ヲ當會社ニ届出ワルニテ要ス之ヲ  
変更シタル時亦同シ

第三章 總會

第十一條

株主總會ハ定時又臨時ノ數種トシ定時總會ハ毎年六月  
之ヲ招集シ臨時總會ハ臨時必要ノ場合ニテ招集ス

第十二條

株主總會ハ株主ニ對シテ予メ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ル  
コトヲ得ス

第十三條

株主總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アル時ハ他、取締役  
之ニ任ス

第十四條

株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フニテ得  
但其代理人ハ當會社ノ株主ニ限ル

第十五條 總會ノ議事ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル時ハ議長ノ定ムル所ニヨリ之ヲ決ス

但議長ハ其議決權ヲ行使スル自由ヲ有ス

第十六條 總會ノ決議事項ハ決議録ニ記載シ議長又出席株主

壹名以上之ニ記名捺印スルモノトス

### 第四章 役員

第十七條 當會社ニ九ノ役員ヲ置ク

一、取締役 五名以内

一、監査役 參名以内

第十八條 取締役又監査役ハ株主總會ニ於テ株式五拾株以上ヲ

所有セル株主中ヨリ選任ス

第十九條 取締役ノ任期ハ參ケ年 監査役ノ任期ハ貳ケ年トス

但取締役又監査役ノ一部ノミヲ選任シタル場合ノ任期ハ

他ノ取締役又監査役ノ残任期トス

第二十條 取締役又監査役ニ欠員ヲ生シタル時ハ臨時總會ヲ

開キ補欠選舉ヲナス 但法定數ヲ欠ク且業務ノ

執行ニ差支ヘキ時ハ選舉ヲ爲ササルコトヲ得

### 第二十一條 削除

第二十二條 役員ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 取締役會ノ決議ヲ以テ顧問又相談役若干名ヲ置クヲ得

### 第五章 計算

第二十四條 當會社ノ決算ヲ毎年五月末日ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十五條 毎計算期ノ終ニ於テ總益金ヨリ總損金ヲ引去リタル

殘金ヲ純益金トシ九ノ順序ニヨリ處分ス

但時宜ニヨリ右利益金ヨリ固定資産償却金ヲ控除スル  
コトアルヘシ

一、法定積立金 純益金ノ百分ノ五以上

一、別途積立金 若干

一、役員償與金 純益金ノ百分ノ十以上

一、株主配当金 若干

一、後期繰越金 若干

第三十六條 別途積立金ハ株主配当金ノ補充其他ノ臨時必要ニ應ジ  
之ヲ處分スルコトヲ得

第三十七條 利益配当金ハ毎期末現在ノ株主ニ之ヲ分配ス

但シテ年ヲ經過スルモ受取人ナキトキハ當會社ノ所得トス

第三十八條 當會社ノ負擔ニ歸スルノ設立費用ハ金參百圓以内トス

昭和五年七月壹日作成

以上

富士運輸株式會社

第三十八條 當會社ノ負擔ニ歸スル中設立費用ハ全額參百圓以内トス

昭和五年七月廿日作成

以上

富士運輸株式會社